




令和5年度 第2回 支部懇談会(6.6.1開催)につきまして、下記のとおりご報告いたします。よろしくお願いいたします。

和歌山税務署からの周知・依頼事項

事務 系統	内 容
総務 広報	<p>1 税務署の内部事務のセンター化について</p> <p>国税庁では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務センター化」を進めており、和歌山署においても令和5年7月10日からセンター化の対象署となります。</p> <p>つきましては、申告書、申請書等を書面により提出する際は、大阪国税局業務センター阪神分室（※）へ郵送願います。</p> <p>※ 郵送先住所等の詳細については、7月3日以降、国税庁HPで確認ください。</p> <p>なお、書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。</p> <p>また、業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>別添1「業務センターへの郵送等に関するお願い」(P1) 参照</p> <p>2 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて</p> <p>国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」等を踏まえ、納税者利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。</p> <p>こうした中、e-Taxの利用率は向上しており、今後もe-Taxの拡大が更に見込まれることや、税務行政のDXの取組状況等も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、<u>令和6年4月以降</u>、申告書等の控えへの受付日付印の押なつを取りやめることを検討しています。</p> <p>今回の取扱いの見直しは、当局に提出される全ての文書が対象であり、文書の提出者や提出方法等にかかわらず、統一的に取扱いの見直しを実施することとします。</p> <p>なお、申告書等を提出した事実等は、「○ 申告書等提出事実等の確認手段」（別添資料P7）のとおり確認することが可能です。</p> <p>おって、当内容につきましては、国税庁より日本税理士会をはじめとする関係機関等に対して説明させていただいており、関係機関等との調整を了したのち、一般納税者等への周知を行うこととしております。</p> <p>別添2「申告書の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて」(P6) 参照</p>

事務 系統	内 容
管理 運営	<p>1 <u>令和5年所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書について</u></p> <p>(1) 発送日 6月15日(木)</p> <p>(2) 予定納税額の減額申請書の提出期限 7月18日(火)</p> <p>(3) 納付期限 7月31日(月)(振替納税の場合も同日引き落とし) 関与先に対して、期限内納付指導と振替納税利用勧奨をお願いします。</p> <p>2 <u>源泉所得税(納期特例分)について</u></p> <p>源泉所得税徴収高計算書の提出期限及び納期限は7月10日(月)となりますので、関与先に対して、期限内提出及び期限内納付の指導をお願いします。 なお、提出はe-Tax・納税はダイレクト納付の利用勧奨も併せてお願いします。</p> <p>具体的な説明は Web-TAX-TVで!!</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; text-align: center;">スマートフォン で納付はこちら</div>  <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; text-align: center;">e-Taxで 納付はこちら</div>  </div>
	<p>3 <u>PDFファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について</u></p> <p>パソコン、スマートフォン及びタブレット端末からe-Taxを使って、納税証明書の交付請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!!</p> <p>(1) パソコンから電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書(PDFファイル)を受領できます。</p> <p>(2) 受領した電子納税証明書(PDFファイル)(※)は、自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。 ※ 電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから90日間です。</p> <p>(3) 手数料が書面による請求に比べ安価(通常400円⇒370円)です。</p> <p>具体的な説明は Web-TAX-TVで!!</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; text-align: center;">電子納税証明 はこちら</div>  </div> <p>別添3「電子納税証明書(PDF)がさらに便利に!スマホで請求!スマホで受取!」(P9)参照</p>

事務 系統	内 容
徴収	<p>○ <u>期限内納付について</u></p> <p>今後の中間申告や予定納税について、納税者が期限内に納付されるよう、納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、期限内納付のご指導をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、適格請求書発行事業者の登録を行い、新たに消費税課税事業者となられる関与先に対しましては、計画的な納税資金の準備やダイレクト予納についてのご指導をお願いいたします。</p> <p>別添4「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」(P11) 参照 別添5「消費税及び消費税の納税は期限内に」(P13) 参照</p>
個人	<p>○ <u>記帳指導等について</u></p> <p>令和5年度においても、国税局の方針に基づき記帳指導や記帳説明会等を実施します。</p> <p>例年、皆様から税務支援をいただいているところ、本年度においても、実施に当たっては、事前に協議させていただきます。</p> <p>特に、インボイス制度を踏まえた記帳指導・申告書の作成が重要となりますので、引き続き、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
資産	<p>○ <u>資産課税事務の「エリア一体運営」について</u></p> <p>税務署における資産課税事務の効率化を目的として、令和5年7月10日から、別添のとおり中心署の職員が対象署の資産課税に係る事務処理を行う「エリア一体運営」を拡大します。</p> <p>別添6「資産課税事務の『エリア一体運営』についてのお知らせ」(P15) 参照</p>
法人	<p>1 <u>e-Tax のより一層の普及・定着に向けた取組について</u></p> <p>日頃より e-Tax の代理送信の利用推進に取り組んでいただいているところ、和歌山署管内法人の2割を占める3月決算法人の確定申告書の期限内提出にもご尽力を頂き、ありがとうございます。</p> <p>引き続き、各種別表及び内訳書を含めた全ての申告書等を、PDF形式(いわゆる画像)データでは無く、文字及び数値形式によるデータにて提出(送信)いただく、「完全 e-Tax」への取組をお願いします。</p> <p>なお、国税庁が提供しております「標準フォーム」を使用して作成したCSV形式による財務諸表のデータを、e-Tax ソフトに取り込み、送信する方法について、国税庁の e-Tax ホームページに、ポイントまとめた動画(YouTube)を掲載させていただいておりますので、ご参考ください。</p>

事務 系統	内 容
	<p>重ねて、税務調査等で提出をお願いした資料（調査関係種類）についても、e-Taxによる提出が可能となっており、東奔西走されておられる中、移動時間の短縮等において、有効なアイテムかと思われますので、活用いただければと思います（別添7参照）。</p> <p>また、完全 e-Tax のより一層の推進のため、引き続き個別勧奨させていただきますのでご協力方お願いします。</p> <p>別添7「e-Taxによる調査関係書類の提出」(P17) 参照</p> <p>2 適格請求書発行事業者の登録申請に関する周知依頼について</p> <p>適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の円滑な導入に向けて、適格請求書発行事業者の登録申請に当たっては、日頃からのご協力に改めてお礼申し上げます。</p> <p>大阪局及び和歌山署管内の課税事業者数に占める登録者の割合（速報値、概数）について、</p> <p>① 令5.3末 大阪78%（個人59%：法人90%） 和歌山78%（個人62%：法人90%）</p> <p>② 令5.4末 大阪83%（個人65%：法人93%） 和歌山81%（個人67%：法人93%）</p> <p>という状況であり、導入まで残り4か月を切った現在において、個人事業者に関して、厳しい状況となっております。</p> <p>未だに申請のない顧問先（課税事業者）につきましては、早急に登録申請の意思をご確認いただき、登録をされる際は、書面ではなく、登録までの期間が短い e-Tax による早期の提出をお願いします。</p> <p>意思をご確認いただく際は、今般の税制改正に関するリーフレット（別添8参照）及び「YouTube 国税庁動画チャンネル」の「フワちゃんと学ぼう！インボイス制度」等をご用意しておりますので、活用いただければと思います。</p> <p>なお、今後のインボイス制度の周知・広報は、次のとおり取り組む方向となっております。</p> <p>(1) 幅広い事業者の方に制度への関心・認知を広げる取組</p> <p>税制改正の内容等について、制度に係る可能性のある事業者の方へ DM の送付及び e-Tax メッセージボックスへのメッセージの格納</p> <p>※ 近畿税理士会を通じて税理士の皆様へは周知済</p> <p>(2) 登録するか否かを検討している事業者の方に寄り添った対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月以降も複数回の説明会の開催を計画 ・ 説明会と併せて（終了後に）登録要否相談会を開催 <p>別添8「税制改正リーフレット」(P19) 参照</p>

令和5年6月1日

懇談会資料
【別添】

官 企 2 - 1 2

令和 5 年 3 月 27 日

日本税理士会連合会

会長 神津 信一 殿

国税庁 長官官房

企画課長 田島 伸二

業務センターへの郵送等に関するお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、令和 3 年 7 月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和 8 年の全署実施へ向けて、対象となる税務署（以下「対象署」といいます。）を順次拡大しております。

センター化の対象署については、申告書や申請書等は業務センターで処理することとしており、そのため、納税者や税理士の皆様には、書面を送付する際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

貴連合会におかれましては、会員の皆様に対して、別添「業務センターへの郵送等に関するお願い」について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、税理士会及び税理士会支部には、各国税局から、同様の周知を行うこととしております。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和5年3月現在、令和5年7月以降）

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
札幌国税局	北海道	札幌中、小樽、余市、浦河	札幌中、小樽、 <u>滝川</u> 、余市、浦河	札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター
		函館、八雲、江差	函館、八雲、江差、 <u>倶知安</u>	札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター-函館分室
		旭川中、紋別、名寄、深川、富良野	旭川中、 <u>留萌</u> 、 <u>稚内</u> 、紋別 名寄、深川、富良野	札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター-旭川分室
		帯広、十勝池田	帯広、十勝池田	札幌国税局業務センター 帯広分室	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター-帯広分室
仙台国税局	宮城県	仙台北、仙台中、仙台南	仙台北、仙台中、仙台南 <u>古川</u> 、 <u>気仙沼</u> 、 <u>築館</u> 、 <u>佐沼</u>	仙台国税局業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台国税局業務センター
	岩手県	盛岡、二戸	盛岡、 <u>久慈</u> 、二戸	仙台国税局業務センター 盛岡分室	〒020-8504 盛岡市本町通3丁目8番37号 仙台国税局業務センター-盛岡分室
	山形県	山形、寒河江、村山	山形、寒河江、村山	仙台国税局業務センター 山形分室	〒990-8601 山形市大手町1番23号 仙台国税局業務センター-山形分室
	福島県	福島、郡山、二本松	福島、郡山、二本松	仙台国税局業務センター 福島分室	〒960-8509 福島市森合町16番6号 仙台国税局業務センター-福島分室
関東信越国税局	埼玉県	浦和、大宮	浦和、大宮	関東信越国税局業務センター	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒330-9587 関東信越国税局業務センター
	栃木県	足利、栃木、佐野、鹿沼	足利、栃木、佐野、鹿沼	関東信越国税局業務センター 栃木分室	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒328-8587 関東信越国税局業務センター-栃木分室
	群馬県	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	関東信越国税局業務センター 前橋分室	※郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） 〒371-8587 関東信越国税局業務センター-前橋分室

注 下線太字は、令和5年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
東京国税局	東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
		-	<u>麹町</u> 、 <u>神田</u> 、 <u>日本橋</u> <u>京橋</u> 、 <u>杉並</u> 、 <u>荻窪</u>	東京国税局業務センター 大手町分室	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国 税庁ホームページにてご確認ください。
		渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター-渋谷分室
		芝	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター-芝分室
		-	<u>足立</u> 、 <u>西新井</u> 、 <u>葛飾</u>	東京国税局業務センター 葛飾分室	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国 税庁ホームページにてご確認ください。
		武蔵府中、日野	武蔵府中、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター-武蔵府中分室
		江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター-江東東分室
	山梨県	甲府、山梨、大月、諏沢	甲府、山梨、大月、諏沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター-甲府分室
	神奈川県	横浜中、保土ヶ谷、横浜南	<u>鶴見</u> 、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター-横浜南分室
		-	<u>川崎南</u> 、 <u>川崎北</u>	東京国税局業務センター 川崎南分室	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国 税庁ホームページにてご確認ください。
		-	<u>平塚</u> 、 <u>藤沢</u>	東京国税局業務センター 平塚分室	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国 税庁ホームページにてご確認ください。
	千葉県	千葉東、千葉西、東金	千葉東、 <u>千葉南</u> 、千葉西、 <u>市川</u> <u>船橋</u> 、 <u>茂原</u> 、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター-千葉西分室

注 下線太字は、令和5年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
金沢国税局	石川県	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢国税局業務センター	〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地 金沢国税局戸水分庁舎 金沢国税局業務センター (富山県内の対象署) 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	富山県	-	富山、高岡、魚津、砺波		
	福井県	福井、大野	福井、大野	金沢国税局業務センター 福井分室	〒910-8529 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 金沢国税局業務センター福井分室
名古屋国税局	愛知県	名古屋東、名古屋中	名古屋東、名古屋中	名古屋国税局業務センター	〒461-8623 名古屋市東区泉1丁目17番8号 名古屋国税局名古屋東分庁舎 名古屋国税局業務センター
		豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城	名古屋国税局業務センター 豊橋分室	〒440-8535 豊橋市大岡町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室
		刈谷、豊田	刈谷、豊田	名古屋国税局業務センター 刈谷分室	〒448-8522 刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎 名古屋国税局業務センター刈谷分室
		-	尾張瀬戸	<u>名古屋国税局業務センター 多治見分室</u>	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	岐阜県	-	多治見、中津川		
	静岡県	-	岐阜北、岐阜南	<u>名古屋国税局業務センター 三の丸分室</u>	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
		清水、藤枝	清水、藤枝	名古屋国税局業務センター 清水分室	〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室
	三重県	浜松西、浜松東	浜松西、浜松東、 島田、磐田、掛川	名古屋国税局業務センター 浜松西分室	〒430-8584 浜松市中区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室
		津、松阪	津、 伊勢 、松阪、 上野、尾鷲	名古屋国税局業務センター 津分室	〒514-8544 津市桜橋2丁目99番地 名古屋国税局業務センター津分室

注 下線太字は、令和5年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
大阪国税局	大阪府	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区大川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター
		浪速、東成、北	浪速、東成、北	大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 大阪国税局業務センター北分室
	兵庫県	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポータルランド出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室
		-	尼崎、洲本、芦屋、伊丹 相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原	<u>大阪国税局業務センター 阪神分室</u>	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
		京都府	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、峰山		
		奈良県	奈良、葛城、桜井、吉野		
和歌山県	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯浅				
広島国税局	広島県	広島南、広島西、吉田	広島東 、広島南、広島西、吉田	広島国税局業務センター	〒733-8689 広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島国税局業務センター
	岡山県	岡山東、西大寺	岡山東、西大寺、 笠岡	広島国税局業務センター 岡山東分室	〒700-8689 岡山市北区天神町3番23号 広島国税局業務センター岡山東分室
		岡山西、瀬戸、玉野	岡山西、瀬戸、玉野 高梁、新見、久世	広島国税局業務センター 岡山西分室	〒700-8681 岡山市北区伊福町4丁目5番38号 広島国税局業務センター岡山西分室
	島根県	出雲、石見大田、大東	出雲、石見大田、大東	広島国税局業務センター 出雲分室	〒693-8689 出雲市塩治善行町13番地3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室
	山口県	-	山口、徳山、防府 光、柳井、厚狭	<u>広島国税局業務センター 防府分室</u>	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。

注 下線太字は、令和5年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
高松国税局	徳島県	脇町、池田	川島 、脇町、池田	高松国税局業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター
	香川県	高松、長尾、土庄	高松、 坂出 、長尾、土庄		
	高知県	高知、須崎、中村、伊野	高知、須崎、中村、伊野	高松国税局業務センター 高知分室	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室
	愛媛県	-	松山 、 伊予西条	高松国税局業務センター 松山分室	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国 税庁ホームページにてご確認ください。
福岡国税局	福岡県	博多、福岡、飯塚	博多、福岡、飯塚	福岡国税局業務センター	〒810-8674 福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡国税局業務センター
		門司、小倉、八幡	門司、小倉、八幡	福岡国税局業務センター 小倉分室	〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 福岡国税局業務センター小倉分室
	長崎県	-	長崎 、 島原 、 諫早 、 福江	福岡国税局業務センター 長崎分室	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国 税庁ホームページにてご確認ください。
熊本国税局	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉 天草、山鹿、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉 天草、山鹿、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東町3丁目2番53号 熊本国税局業務センター ※ 令和6年1月に庁舎を移転予定のため、郵送先住所等の詳 細については、令和6年1月以降、国税庁ホームページにてご確 認ください。
沖縄国税事務所	沖縄県	那覇、北那覇	那覇、北那覇	沖縄国税事務所業務センター	〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号 沖縄国税事務所業務センター
		沖縄、名護	沖縄、名護	沖縄国税事務所業務センター 沖縄分室	〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号 沖縄国税事務所業務センター沖縄分室

注 **下線太字**は、令和5年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。

官 税 1 - 3 4
令和5年4月25日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁総務課長
杉 山 真
(官印省略)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（依頼）

税務行政につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

令和3年度のe-Tax利用率は、所得税申告で59.2%、法人税申告で87.9%に達しており、今後もe-Taxの拡大が更に見込まれることなど、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和6年4月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討していますので、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて御理解と御協力を賜りますとともに、各税理士会及び各支部に御周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、税理士会及び税理士会支部には、各国税局から、同様の依頼を行うこととしております。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

○ 国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

○ 令和3年度のe-Tax利用率は、所得税申告で59.2%、法人税申告で87.9%に達しており、今後もe-Taxの拡大が更に見込まれることなど、DXの取組の進捗（次頁）も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討していますので、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて御理解と御協力をお願いいたします。

（参考）申告書等提出事実等の確認手段

申告書を提出した事実等の確認については、今後とも、次頁にあるように、①e-Tax申告の方は、受信通知による確認が可能、②紙申告の方も含め、オンライン申請（e-Tax）による申告書等情報取得サービスや納税証明書により確認が可能です。また、税務署窓口での申告書等の閲覧や開示請求、納税証明書等による確認も可能です。

○ 申告書等提出事実等の確認手段

DXの取組		確認手段	税理士による代理可否
オンライン申告の推進	e-Tax利用率の向上実績（R3）所得59.2%、法人87.9% 目標（R4）所得65%、 （R5）法人90%	e-Tax受信通知 メッセージボックスから「受信通知」または「電子申請等証明書」により、申告等が行われたことを確認（証明）可能。	代理確認可 （税務代理）
オンライン申請等の推進	申告書等情報取得サービス （令和4年5月～）	所得税確定申告書、収支内訳書・決算書のイメージデータ（PDF）のオンライン請求・取得（自宅PC又はスマホ）が可能	代理請求不可
	開示請求手続きのオンライン化 （令和5年5月～）	保有個人情報の開示請求についてオンライン請求及びキャッシュレス納付が可能	代理請求不可
	納税証明書のオンライン請求	自宅PCからオンライン請求及びオンライン取得が可能 （令和3年7月～） スマホによる請求・取得も可能（令和4年9月～）	代理請求・取得可 （PCのみ・電子委任状による任意代理）
	（参考）e-Taxマイページの提供 （e-Tax利用率、マイナンバー取得率向上）	令和5年1月から青白区分・特例状況の確認 令和7年1月から本格始動	代理確認不可

なお、オンライン申告・申請を利用しない場合であっても、税務署において次の確認手段が利用可能

① 申告書等の閲覧サービス ② 保有個人情報の開示請求 ③ 納税証明書の交付請求

※①～③のいずれも代理請求が可能（任意代理）

国税庁説明先

【関係民間団体等】

日本税理士会連合会
全国青色申告会総連合
全国法人会総連合
全国間税会総連合会
全国納税貯蓄組合連合会
納税協会連合会
酒類業中央団体連絡協議会

【金融機関】

全国信用保証協会連合会
全国銀行協会
全国地方銀行協会、第二地方銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫協会
農林中央金庫
(株)商工組合中央金庫
(株)ゆうちょ銀行
(株)日本政策金融公庫
生命保険協会
日本損害保険協会
日本証券業協会
信託協会
日本貸金業協会

【行政機関】

総務省
金融庁
経済産業省
中小企業庁
農林水産省
出入国在留管理庁

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に!スマホで請求! スマホで受取!



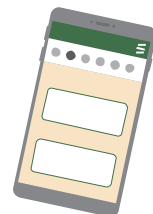
電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の**請求**から**受取**まで新たに**スマホ**でもできるようになりました!

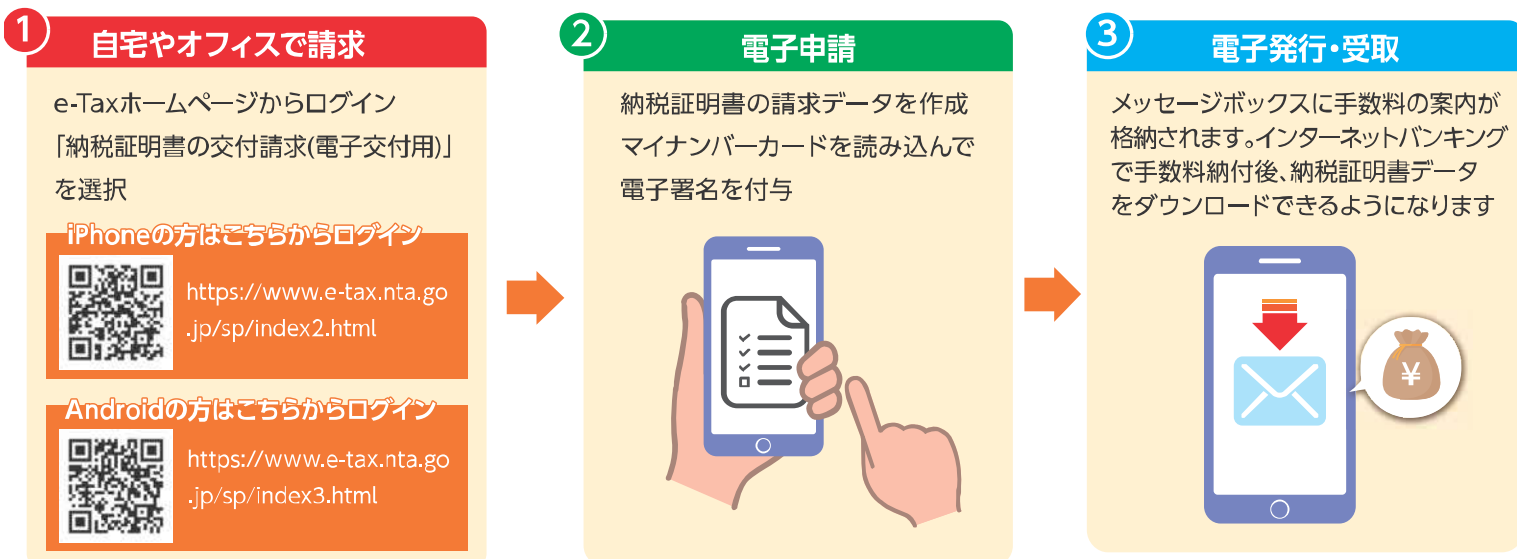


電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
[https://www.nta.go.jp/taxes/
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)

1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

- ▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

「マイ」からは、税務署窓口での手続も完了。



3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

□ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。1 期分は 7 月 31 日、2 期分は 11 月 30 日が納期限です。

□ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

□ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

□ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

消費税及び地方消費税の

納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です(注1)。

基準期間(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、**課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。**

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和2年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和4年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者となります。

↓↓↓↓↓↓↓ 期限内納付のために ↓↓↓↓↓↓↓↓

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率			90%	80%	70%	60%	50%	40%					
売上に対する 納税額の目安率			1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%					
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁ホームページ
https://www.nta.go.jp



国税庁 消費税

Q 検索

便利な
納付方法は
裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



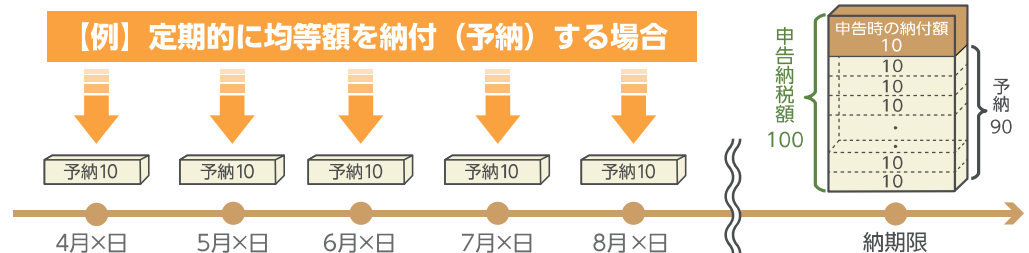
詳しくはこちら→

■ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引落しの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を税務署又は金融機関に提出してください。

提出に当たっては、振替依頼書をオンライン(e-Tax)で提出していただくか、書面の振替依頼書(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

※軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。



詳しくはこちら↑

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)



詳しくはこちら↑

○ 資産課税事務の「エリア一体運営」についてのお知らせ

概要

- 税務署における資産課税事務の効率化を目的として、**令和5年7月10日**から、次表のとおり**中心署の職員が対象署の資産課税に係る事務処理を行う「エリア一体運営」**を拡大します。

○ 資産課税事務のエリア一体運営実施署

中心署	対象署	資産課税の調査事務
対象事務	資産課税事務全般（内部・相談・調査）	資産課税の調査事務
大津	今津	彦根、長浜、水口
右京	園部	
福知山	舞鶴、宮津、峰山、和田山、柏原	豊岡
東淀川	大阪福島、西淀川、大淀	
北	浪速、東成	
南		西、港、天王寺、生野、西成
神戸	灘、長田	洲本
姫路	相生、龍野、西脇	社
加古川	三本	
奈良		桜井
葛城	吉野	
和歌山	海南、湯浅	粉河
田辺	御坊、新宮	
計13署	計23署	計13署

(注) 下線は新たにエリア一体運営を実施する署を示し、二重下線は、「資産課税の調査事務」から「資産課税事務全般」を対象とするエリア一体運営に変更する署を示します。

留意していただきたい事項

- ▶ 資産課税事務の「エリア一体運営」は、行政サービスの水準を維持しながら事務を効率的に処理するために実施しているものであり、**納税者の皆さまの所轄の税務署を変更するものではありません**が、実施後は次の点にご留意ください。
- **申告書等の提出先・相談窓口【全対象署共通】**
 - ・ 申告書や申請書・届出書等の書類の提出先や資産各税に関する相談の窓口は、**従来どおり所轄の税務署**となります。
 - **内部・相談事務関係【資産課税事務全般を対象とする署（23署）】**
 - ・ 対象署に提出された**資産各税の申告書・届出書や更正の請求書等の処理**は、**中心署の職員**が実施します。
また、必要に応じて納税者や税理士の皆さまに、**中心署の職員**から**電話や書面等により問合せ**をさせていただく場合があります。
 - ・ 対象署における**資産各税の面接相談**を希望される場合は、**事前予約の上、中心署の職員**が対応いたします。
 - ・ 対象署における**資産各税の電話相談**は、必要に応じて**中心署の職員**が折り返しの電話により対応いたします。
※ 「内部事務」とは、申告書・届出書等の処理、納税者の皆さまへの問合せや文書の発送など、納税者や税理士の皆さまとの対面を伴わない事務を言います。
 - **調査事務関係【全対象署共通】**
 - ・ **中心署の職員**が、対象署の**資産各税の調査事務**に従事いたします。

令和5年1月
国税庁

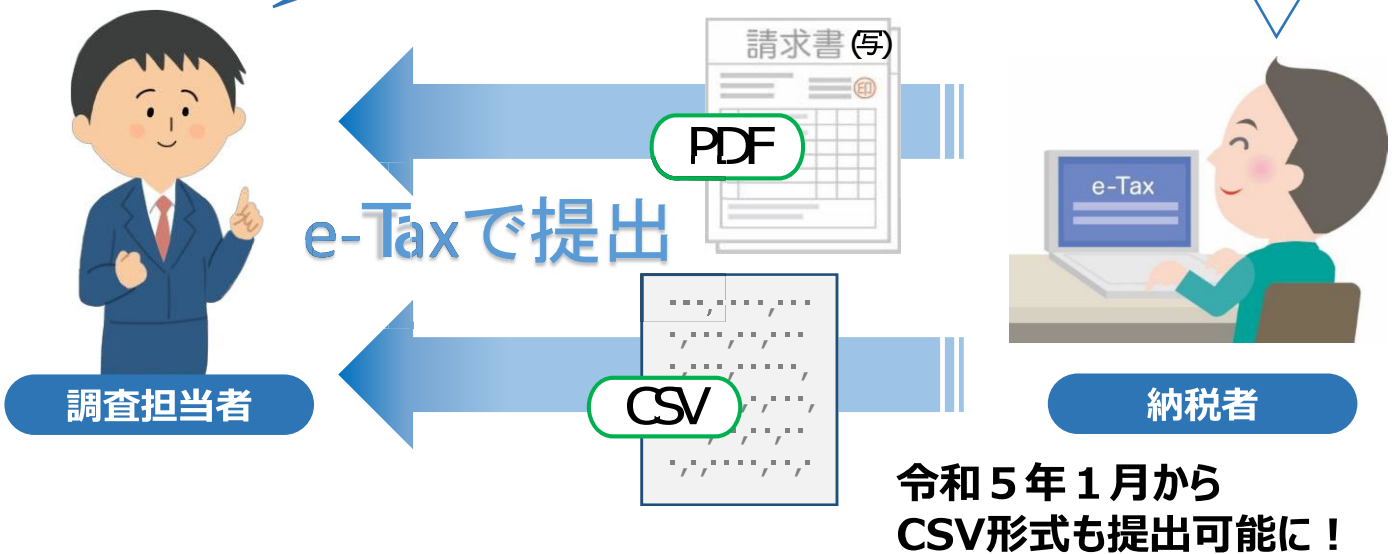
税務調査等で提出を求められた資料 (調査関係書類) のe-Taxによる提出

ご利用のイメージ

〈調査・滞納整理時〉

〇〇取引に関する請求書の写しと帳簿データの提出をお願いします。

e-Taxでスムーズに提出♪



✓ 調査関係書類のe-Taxによる提出とは

- 税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類（請求書・納品書の写しや帳簿データなど）を提出する場合、書面による提出に代えてe-Taxを利用することで、データ（PDF形式・CSV形式）により、担当者（担当部署宛）へ提出することができます。
- e-Taxを利用している方であれば、法人・個人を問わずご利用いただけます。
- 税理士の方による代理送信も可能です。
- 電子委任状を利用することで、法人の代表者以外の方（代表者から委任を受けた役員や経理担当者の方）が送信することも可能です。

✓ 対象となる書類（調査関係書類）とは

- 税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類に限られます。

【ご注意】

申告、申請・届出等（イメージデータによる提出が可能な書類を含む）といった他の手続については、所定の手続により提出してください。



別の手続で提出



ご利用に当たって

➤ ご利用までの流れ

① 利用前の事前準備

- ・利用者識別番号の取得
e-Taxをご利用いただくためには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。利用者識別番号を取得する場合は、納税地を所轄する税務署長にe-Taxの開始届出書を提出する必要があります。
- ・電子証明書の取得
調査関係書類データを送信する場合には、そのデータについて、利用者の方本人が作成し、改ざんされていないことを確認するため、電子署名を行っていただいております。
なお、電子署名を行うためには、事前に電子証明書を取得しておくとともに、利用される電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、ICカードリーダーライタ及びそれを使用するためのデバイスドライバが別途必要になります。
- ・e-Taxソフトのダウンロード
調査関係書類データをe-Taxにより送信するためには、e-Taxソフトのダウンロードが必要になります。（対応している市販のソフトウェアをご利用の場合を除きます。）

② PDFファイル（イメージデータ）の作成

次の方法で作成することができます。

- ・書面で保存している文書をスキャナで読み取り、PDF形式に変換する方法
- ・パソコンで作成した文書データ等をソフトウェアでPDF形式に変換する方法

※ 1送信当たりのデータ容量は最大8MB、ファイル数は136ファイルです。

PDF形式に変換する方法についてのご質問は、ご利用のスキャナ等のソフトウェアの販売元へお問い合わせください。

③ CSV形式データの作成

次の方法で作成することができます。

- ・使用している会計ソフト等のデータをCSV形式で出力する方法
- ・パソコンで作成したExcelデータをCSV形式に変換する方法

※ 1送信当たりのデータ容量は最大5MB、ファイル数は136ファイルです。

④ 「提出先調査部門等番号」の確認

調査関係書類データを送信する際には「提出先調査部門等番号」が必要になります。

「提出先調査部門等番号」については、調査・徴収事務担当職員から個別にお伝えいたしますので、伝えられた番号を入力の上、送信してください。

※ 「提出先調査部門等番号」の入力誤りがあった場合、担当職員にデータが到達しませんので再度ご提出いただく必要があります。

➤ お問い合わせについて

「提出先調査部門等番号」及び送信時の基本的な操作手順については、調査・徴収事務担当職員からご案内いたしますが、一般的なe-Taxの利用方法については、e-Taxホームページ上の「よくある質問（Q&A）」等をご参照ください。（e-Taxホームページをご覧くださいてもご不明な点がございましたら、e-Taxヘルプデスクまでお問い合わせください。）

ご注意

税務署または国税局の職員を騙り、書類を提出させる詐欺にご注意ください。

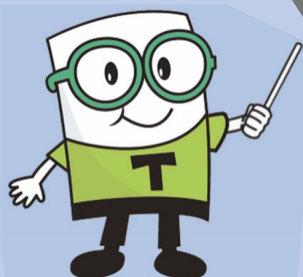
消費 税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月

おさえていただきたい



4 つ の ポ イ ン ト

ポイント
1免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方納税額を売上税額の
2 割 に 軽 減詳しくは、**P2**ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1 万円未満の取引、
インボイス保存**不要**詳しくは、**P3**ポイント
3

すべての事業者の方

1 万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**詳しくは、**P3**ポイント
4これから登録される
免税事業者の方**登録希望日**に
登録が可能に詳しくは、**P4****重要****インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ**

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント
1

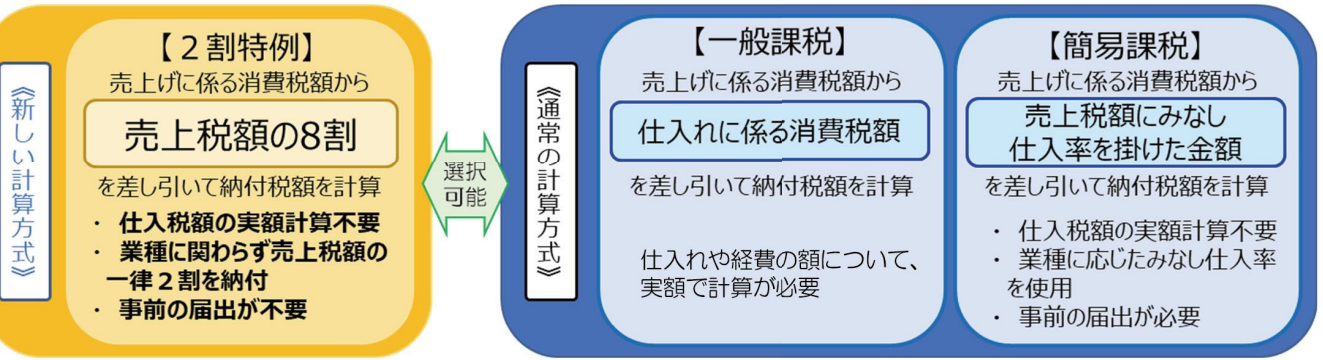
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。
この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- ➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても**2割特例を適用可能**適用にあたっては**事前の届出は不要**であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間^(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！

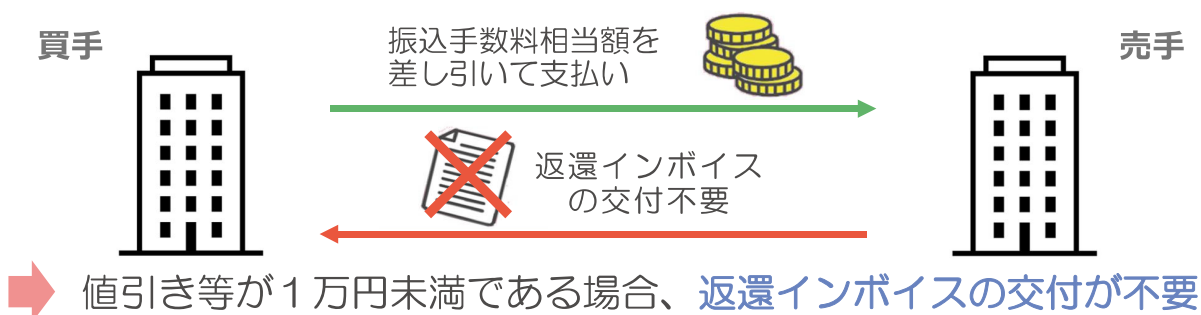


(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込1万円未満の場合**には、**交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。**

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

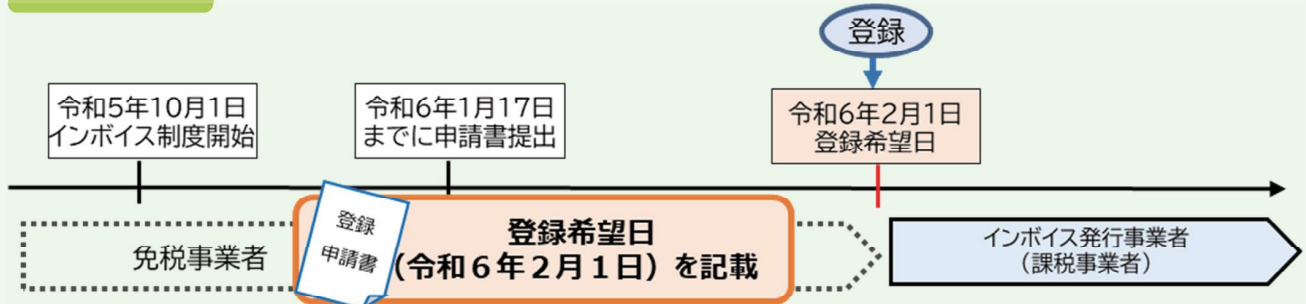
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、**申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載**しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



「大阪国税局業務センター—阪神分室」開設のお知らせ

概要

内部事務の効率化を目的として、下表に記載の税務署の内部事務^(※)を集約処理する「大阪国税局業務センター—阪神分室」を**令和5年7月10日(月)**に開設します。

(※) 内部事務とは、基本的に税務署の職員が税務署の内部で行う事務（例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わないような事務）を言います。

設置場所	兵庫県尼崎市若王寺	
対象署	兵庫県	尼崎、洲本、芦屋、伊丹、相生、豊岡、加古川、龍野、西脇、三木、社、和田山、柏原
	京都府	福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、峰山
	奈良県	奈良、葛城、桜井、吉野
	和歌山県	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅

留意していただきたい事項

- 申告書や申請書・届出書等の書類を提出する際は、次のとおり御対応願います。
 - ① **e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。**
 - ② **書面での提出は、「大阪国税局業務センター—阪神分室」へ郵送願います。**
 - ※ 1 **阪神分室の郵送先住所等の詳細は、令和5年7月3日(月)以降に国税庁ホームページで御確認願います。**
なお、阪神分室は令和5年7月10日(月)に開設するため、それまで書類を送付しないよう御注意願います。
 - ※ 2 書面の申告書・申請書等の書類を、阪神分室へ直接持ち込むことはできません。
 - ※ 3 所轄税務署の窓口や時間外収受箱へ提出することも従来どおりできますが、阪神分室への郵送に御協力願います。
- 郵送等により提出された申告書や申請書・届出書等について、税務署名の表示に替えて、阪神分室の名称を表示した收受日付印を押なつします。
- 納税証明書の交付や現金による国税の納付、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
 - ※ 1 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付願います（納税証明書の取得はオンラインでの請求が便利です。）。
 - ※ 2 **面接による税務相談は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います。**
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の送付依頼は、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署まで問い合わせ願います。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、阪神分室から電話や文書により問合せする場合があります。

なお、阪神分室から送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。



○ 大阪国税局業務センター一覧（令和5年7月10日以降）

業務センター の名称	郵送先	郵便番号	対象署
大阪国税局 業務センター	大阪市淀川区木川東2丁目 3番1号 東淀川税務署内	532-8548	【大阪府（大阪市）】（4署） 大阪福島、西淀川、東淀川、 大淀
大阪国税局 業務センター 北分室	大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内	530-8515	【大阪府（大阪市）】（3署） 浪速、東成、北
大阪国税局 業務センター 神戸分室	神戸市中央区港島中町2丁目 1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	650-8540	【兵庫県（神戸市）】（5署） 灘、兵庫、長田、須磨、神戸
大阪国税局 業務センター 阪神分室 (注)	尼崎市若王寺3丁目11番46号	661-8521	【京都府】（6署） 福知山、舞鶴、宇治、宮津、 園部、峰山
		661-8522	【兵庫県】（4署） 尼崎、洲本、芦屋、伊丹
		661-8523	【兵庫県】（9署） 相生、豊岡、加古川、龍野、 西脇、三木、社、和田山、 柏原
		661-8524	【奈良県】（全4署） 奈良、葛城、桜井、吉野
		661-8525	【和歌山県】（全7署） 和歌山、海南、御坊、田辺、 新宮、粉河、湯浅

- (注) 1 令和5年7月10日から新たに30署を対象とする大阪国税局業務センター阪神分室を開設します（それ以外の業務センターに変更はありません。）。
- 2 阪神分室ではエリア別に郵便番号を分けておりますので、対応する郵便番号を記入の上、郵送いただきますようお願いいたします。
- 3 阪神分室の郵送先（所在地）については、令和5年7月3日（月）に国税庁ホームページで公表する予定ですが、令和5年7月10日までは書類を送付しないようご注意ください。